

令和5年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年9月25日(月) 午後9時30分から
- (2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 10名

1番 島津 博道	6番 谷内 誠一	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	(欠 席)
(欠 席)	(欠 席)	13番 田上 正男
(欠 席)	(欠 席)	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義

(2) 欠席委員 5名

3番 河内 よし	4番 北濱 陽子	8番 小田原 寛
9番 石倉 稔	12番 森谷 正美	

(3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

門前7番 橋本 篤

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 岡本美由紀

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

- (1) 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第30号 非農地証明願承認について
- (3) 議案第31号 輪島農業振興地域整備計画の変更について
- (4) 議案第32号 農用地利用集積等促進計画について

7 報告事項

- (1) 報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9:30 閉会 10:30

議長

開会を宣言いたします。ただ今の出席委員は10名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

各委員

(「異議なし」との声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議事録署名委員を指名いたします。
議席番号5番池端共栄委員及び議席番号6番谷内誠一委員及びの両委員を指名いたします。
議案の提案をいたします。【議案第29号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局

【議案第29号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書をもとに朗読】

議案書2ページをご覧ください。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてご説明します。

1番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は畑、登記面積は274㎡、譲り受け人は■■■■■の■■■■■さん、譲り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。親族間の贈与契約による所有権移転です。以前から譲り受ける■■■■■さんが管理をしていました。

2番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は畑含む6筆、登記面積は合計で678㎡、譲り受け人は■■■■■の■■■■■さん、譲り渡す人は■■■■■の■■■■■さんです。■■■■■さんと■■■■■さんは親族関係ではありませんが、■■■■■さんの市内在住の親族の紹介で今回の贈与契約となりました。■■■■■さんの住所は■■■■■となっておりますが、農地の近くの■■■■■さんの家をあわせて譲り受ける予定です。

申請者はいずれも農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。今回届出があった農地の合

事務局	計は7筆、面積は畑952㎡です。以上です。
議長	これより質疑を許します。
各委員	(質疑なし)
議長	それでは採決を取ります。 【議案第29号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって【議案第29号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第30号】の非農地証明願承認について議題といたします。事務局、説明願います。
事務局	【議案第30号非農地証明願承認について、議案書をもとに朗読】 議案書6ページをご覧ください。非農地証明願承認についてご説明します。 1番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は田含む2筆、登記面積は合計で98㎡、申請者は■■■■■の■■■■■さんです。先代が昭和50年に家を建てた時に、宅地の隣地の農地にはみ出て家を建てていました。 2番、土地の所在地は■■■■■、登記地目は畑含む2筆、登記面積は合計で376㎡、申請者は■■■■■の■■■■■さんです。先代が昭和59年度に植林目的で5条許可を受けており、そのあと昭和61年に家を建てました。議案第29号申請番号2番で承認をいただいた農地の近くの家で、登記地目変更後に■■■■■さんに譲ります。 農地性が無くなってから相当の期間が経過しており、非農地とすることもやむを得ないものと考えます。今回届出があった農地の合計は4筆、登記面積は田98㎡、畑376㎡、合計で474㎡です。以上です。
議長	それでは、申請番号1番については、私より意見を述べさせていただきます。

事務局	<p>■■■■■の一部外 14 筆、5,339 m²と、畑は、■■■■■ ■■■■■の一部外 6 筆、352 m²、合計 5,691 m²です。2 件とも、国道 249 号輪島バイパスとして転用予定です。(3) の農用地区域となる農地は、登記地目は畑、■■■■■、370 m²です。多面的交付金の対象農地とするためです。それぞれの位置図は 12 ページ、現地写真は 13 ページから 19 ページをご覧ください。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 により、農業委員会の意見を求めます。以上です。</p>
議長	これより質疑を許します。
各委員	(質疑なし)
議長	<p>それでは採決を取ります。</p> <p>【議案第 31 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 31 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【議案第 32 号】の農用地利用集積等促進計画について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>【議案第 32 号農用地利用集積計画について、議案書をもとに朗読】</p> <p>議案書の 21 ページをご覧ください。利用権の設定をうける人は■■■■■ ■■■■■の■■■■■さん、利用権を設定する人は いしかわ農業総合支援機構、土地の所在地は■■■■■、登記地目は田含む 2 筆、登記面積は合計で 2,123 m²です。賃貸借契約で、契約期間は令和 5 年 11 月 1 日から 10 年です。こちらの農地は、8 月総会で機構へ預ける承認をいただいています。当初は令和 5 年 9 月 30 日からの 10 年契約でしたが、機構の手続きの都合上、令和 5 年 11 月 1 日からの 10 年契約となりました。22 ページをご覧ください。今回の利用権設定の設定面積は田 2,123 m²となります。以上です。</p>

義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	それでは採決を取ります。 【議案第 32 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
義 長	ご異議なしと認めます。よって【議案第 32 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 14 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事 務 局	【報告第 14 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について議案書のもとに朗読】今回届出があった農地の合計は 113 筆、面積は 田 28,350 m ² 、畑 9,392 m ² 、合計で 37,742 m ² です。以上です。
義 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
義 長	それでは、【報告第 14 号】を終わります。 次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」については私より報告いたします。
田上委員	(田上委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)
義 長	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。 これにて、第 9 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 ご苦労さまでした。

令和 5 年 9 月 26 日

以上、議事の大要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 岡本美紀

輪島市農業委員会会長

出上正男

署 名 委 員

5 番

沈瑞英

署 名 委 員

6 番

谷内誠一